

國學院大學學術情報リポジトリ

奥殿藩佐久領における「敲」の刑罰

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001105

奥殿藩佐久領における「敲」の刑罰

高 塩 博

はじめに

一 幕府における「敲」の刑罰とその特徴

(2) 「月代申付」と「申渡書」の手交

二 奥殿藩佐久領における「敲」

(3) 「敲」刑の執行

(1) 関係人の出頭と判決の申渡

四 奥殿藩佐久領の「敲」と幕府法

むすび

はじめに

63

まずは奥殿藩についての説明が必要である。奥殿藩は、大給松平氏が一万六千石を領有する家門の極小藩である。大給松平氏の三代目の乗真のりざねの正徳元年（二七一一）、三河国額田郡奥殿おくどのに陣屋を構えて、奥殿藩が成立した。その領地は三河国加茂・額田両郡に四千石、残りの一万二千石が丹波・摂津・河内の三国九郡に分散していた。これらの分散領地は、宝永元年（二七〇四）になって信濃国佐久郡の上海瀬村以下二十八箇村にまとめられた。した

がつて、信濃国佐久郡の領地は三河国の三倍の石高を持つが、飛地ということになる。幕末となり、第八代藩主松平乗讓のりたかは、統治の拠点を奥殿の陣屋から佐久領田野口の陣屋に移した。文久三年（一八六三）九月のことである。これによつて藩名が奥殿藩から田野口藩に変わった。

本稿は、奥殿藩時代の佐久領における「敲」の刑罰に一瞥を加えるものである。佐久領を支配するために、陣屋が田野口（現、長野県佐久市白田）に置かれ、この田野口役所の日誌である「日記」（以下「陣屋日記」と称す）が今日に残されている。この「陣屋日記」は、欠損部分が若干見られるが、宝永三年（二七〇六）から慶応三年（一八六七）までの一六〇年間に及び、膨大な分量である。¹⁾この「陣屋日記」は佐久領で執行した刑罰についても記録しており、「敲」刑の記事も幾例か存する。その記事に依拠し、極小藩が用いた「敲」刑の実態をかいま見ることにする。

一 幕府における「敲」の刑罰とその特徴

江戸幕府は、享保五年（二七二〇）、「敲」という名称の笞打ち刑を初めて実施し、この刑罰を寛保二年（二七四二）制定の「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事に、

享保五年
一敲

数五十敲 重キ八百敲

牢屋門前にて科人之肩背尻を掛ケ、背骨を除、絶入不仕様検使役人遣、牢屋同心ニ為敲候事、

但、町人ニ候得は、其家主名主、在方八名主組頭呼寄、敲候を見せ候て引渡遣、無宿ものハ、牢屋門前にて扨遣、

と定めた。「敲」は重敲（百敲）と軽敲（五十敲）の二等級となっており、この刑を適用するのは軽微な盗みの犯罪である。江戸払、江戸十里四方追放、軽追放、中追放、重追放という五種類の追放刑に「敲」を併科する場合も存する。いわゆる二重仕置であり、これらの刑罰は、やや重い盗犯やその他の犯罪に適用する。幕府が江戸で執行する「敲」には、執行方法上、次のような特徴をみてとれる。²⁾

第一は、小伝馬町牢屋敷の表門の往来に面したところが執行場であり、衆人環視の中での公開処刑であったということである。

第二は、受刑者を裸としたことである。裸の肩背尻にかけて毆打されるのだが、その間中、受刑者は往来の方に顔を向けることを強いられた。

第三は、身元引受人を出頭させてその執行を見学させたことである。

第四は、牢屋同心が打役、牢屋下男が押役おさえやくを勤めており、執行の担い手に賤民身分の者が加わっていないということである。

第五は、執行方法が仰々しく儀式張っているということである。牢屋敷の最高責任者である石出帯刀、牢屋見廻与力、町奉行所から派遣される検使与力、それに徒目付、小人目付の五人が牢屋表門の屋根の下に勢揃いする。しかも石出帯刀と検使与力は袴袴着用である。門の左右には牢屋敷の鍵役、交代要員の打役、当番医師等が立ち並んで執行を見守った。

「敲」の判決は、町奉行所において申し渡されるが、本人のみならず、身元引受人も出頭して聴いた。³⁾寛政六年（一七九二）、幕府は博奕犯を処罰する刑罰を重くし、それまで手鎖と過料とであったのを軽敲と重敲とに変更した。それ故、「敲」の刑罰はその時より執行数が著しく増えた。⁴⁾

幕府が「敲」の刑罰を実施すると、笞打ちの刑を採用する藩が時の経過とともに増えていった。その笞打ちの刑は、幕府と同じく「敲」と称する藩が多い一方、「笞刑」「笞罪」「杖」「杖刑」「杖打」「杖罪」「杖打」「鞭刑」「鞭打」など、別の名称も見られる。したがって、打数や刑具についても、幕府に同じ場合が多いとは思われるが、違いの存する場合も少なからず見られるであろう。各藩における笞打ち刑の執行方法について、その詳細は必ずしも明らかとなっていない。執行方法の子細が判明すれば、笞打ち刑における刑罰の目的や意義もおのずと明確になる。

二 奥殿藩佐久領における「敲」

郷土史の研究者市川武治氏は、田野口役所の「陣屋日記」を主な材料とする『田野口藩歴史年表』（昭和五十六年、樺）を著しておられるが、同書からは佐久領におけるむち打ちの刑罰を五例ほど見いだすことができる。その初見は天保四年（一八三三）であり、「敲」刑が「公事方御定書」に定められてからおよそ九十年後のことである。刑罰の名称は幕府に同じく「敲」、五十敲と百敲の二種類とするのも幕府に同じである。しかし、「敲」刑を単独で科す場合はみられず、追放刑に併科する二重仕置の刑罰としてのみ用いられている点が異なる。

「陣屋日記」によって確認すると、この五例は左の通りである。

- ① 天保四年（一八三三）九月二十日、田野口村瀧兵衛が「百敲之上田野口村拾里四方相構」、同村茂左衛門が「五十敲之上居村より五里四方相構」となった一件⁽⁵⁾
- ② 天保五年（一八三四）十月十五日、下小田切村卯兵衛が「百敲之上三州信州御領内相構追払」となった一件⁽⁶⁾
- ③ 嘉永五年（一八五二）十月二日、三分村太助が「百敲之上三分村拾里四方相構」となった一件⁽⁷⁾

- ④ 嘉永五年十二月十六日、甲州無宿駒吉が「重敲之上御領分払」となった⁽⁸⁾
- ⑤ 文久元年（二八六二）七月十一日、入沢村の圈入人庄太夫が「重敲之上入沢村拾里四方相構」となった⁽⁹⁾一件

『田野口藩歴史年表』によると、追放刑はおよそ三十年間に五例を数えるに過ぎず、その前後にも見えない。それ故、奥殿藩佐久領における「敲」刑の執行数はきわめて少なかったといえよう。少ない事例ながら、「陣屋日記」は判決申渡から刑罰の執行に至る過程を具体的に書き残しているため、これによって譜代小藩における刑事手続きの一端をながめてみる。

奥殿藩佐久領やその後の田野口藩について、数多くの研究を公表しておられる尾崎行也氏は、刑罰に関する論文をも発表しており、その中で③の事例を紹介している。⁽¹⁰⁾そこにおいて、(1)百敲が重敲であること、(2)敲のち追放を申し付けていること、(3)銭五百文を与えていること、(4)執行がただちに行われていること、(5)打ち役は牢守の担当であること、(6)陣屋役人が検使として立ち会い、陣屋下役が警固にあたること、(7)医師も立ち会うことなどを指摘された。本稿は他の事例からもこれらの指摘をあらためて確認し、佐久領における「敲」刑の実態をより明瞭ならしめたい。

(1) 関係人の出頭と判決の申渡

刑罰執行の前日、田野口役所は関係人に出頭命令書を送付する。事例①においては、前日の天保四年九月十九日条に關係人に対する召喚状送付のことが、

一 田野口村入牢人瀧兵衛・茂左衛門、江戸伺之処夫々御下知有之候ニ付、今日剪紙差出候事、

と記されており、執行当日の条には、

一 田野口村入牢人瀧兵衛・茂左衛門、其外剪紙一同罷出候ニ付、御下知書を以夫々申渡、請書取之、御下知書并請書其外申渡書共、写左之通、

と見えている。どのような関係人が「剪紙」をもって出頭を命じられたのか、右の記事からは判明しない。そこで事例③を見ると、執行当日条の記事に、

一 三分村入牢人太助、吟味詰、江戸表え相伺、先日中御下知有之候ニ付、三分村太助親類・組合・村役人一同罷出候様、昨日剪紙差出候処則罷出、太助并外一同呼出し御下知書を以夫々申渡左之通、

と記されており、事例⑤においては執行前日の条に、

一 入沢村庄太夫、明日御仕置筋申渡候ニ付、同人親類・組合一同、村役人一同差添午前八時五ツ時呼出申遣候、

と見えている。事例③⑤における出頭人は親類、村役人、組合一同である。また、事例②においても執行前日の条に、

一 下小田切村牢舎人卯兵衛養父栄助、同人親類惣代吉人、同人組合総代吉人、(中略) 明十五日五午前九時ツ半時可罷出旨、剪紙差出ス、

と記されており、この場合は養父、親類代表、組合代表の三人が出頭人である。⁽¹¹⁾

関係人の出頭時刻は、事例⑤においては「五ツ時(午前八時)」、②では「五ツ半(午前九時)」となっている。時間の差は、季節による違いであろうか(⑤は七月、②は十月)。これらの時刻に出頭した関係人は受刑者ともども判決を申し聞かされた。このことは、①に「剪紙一同罷出候ニ付、御下知書を以夫々申渡」、③に「昨日剪紙差出候処則罷出、太助并外一同呼出し御下知書を以夫々申渡左之通」、⑤に「庄太夫親類・組合・村役人一同罷出候間、

庄太夫一同呼出し、御下知之趣申渡候」とそれぞれ記されている。

判決申渡の場所は、田野口役所の白洲である。このことは、事例③に「右相渡畢て牢守作右衛門御白州口え為視、御仕置之次第申聞」と見え、⑤に「庄太夫申渡相済節、作右衛門白州口へ呼出」と記されていることにより判明する⁽¹²⁾。

さて判決は、奥殿藩の江戸藩邸から中老二名の連名をもって佐久領の代官衆に宛てた「御下知書」がすなわち判決書であって、これを読み聴かすことよって申し渡した。左に田野口村の瀧兵衛、茂兵衛に申し渡した事例①の「御下知書」を掲げよう⁽¹³⁾（史料中の□は判読できなかった文字、以下同じ）。

申渡

田野口村百姓

瀧兵衛

其方儀、平日行状不直、去辰^(天保三年)十一月廿一日夜、佐久郡伊名古村百姓主馬吉と申合、村方弥平次宅之前小屋ニ入置候衣類拾八品盗取、猶亦当七月晦日夜、甚左衛門後家方物置キえ藤九郎弟捨五郎と申合這入、衣類廿壹品と金式分盗取、尤右品其後当人方え被取戻候趣ニ相聞、且又近所人家台所或は水車屋え、村方茂左衛門と申合、三度入、米麦六俵半盗取、茂左衛門と配分いたし、右様度々盗致候段旁不届至極ニ付、死罪可申付ものニ候得共、格外之以憐愍、百敵之上田野口村が拾里四方相構、田畑家財共闕所申付もの也、

但、行先之儀、城下并陣屋元は徘徊致間敷候、

同村百姓

茂左衛門

其方儀、平日不行跡にて同村瀧兵衛と申合、近所水車屋又は人家ニ有之候米麦等三度ニ六俵半盜取、或は枝郷丸山内地内にて桑杯盜伐取候始末、旁不届ニ付、五十敲之上居村より五里四方相構もの也、

但、田畑家財共闕所可申付ものニ候得共、格別之憐愍を以母え差遣ス、行先之儀、城下又は陣屋元ハ徘徊致間敷候、

右之通可被申渡候、

巳九月

田代為右衛門印

伊豫田小兵衛殿

川村□次兵衛殿

田原繼次殿

川村銳吉郎殿

伊豫田邦輔殿

右之通之御下知書を以申渡ス、

右の判決が申し渡された後、瀧兵衛と茂左衛門は判決に承服する旨の「請書」を「御役所」宛に提出した。判決文を鸚鵡返しにしたような文面だが、左に転載する。⁽¹⁹⁾

差上申御請書之事

田野口村 百姓

瀧兵衛

私儀、平日行状不宣、^(天保三年)去辰十一月廿一日夜、当郡伊名古村百姓主馬吉と申合、村方弥平次宅前小屋ニ入置候衣

類拾八品盜取、猶又当七月晦日夜、甚左衛門後家方物置え藤九郎弟捨五郎と這入、衣類廿壹品と金式分盜取、尤右品其後当人方え被取戻、且又近所人家台所或は水車屋え、村方茂左衛門と三度入、米麦六俵半盜取、茂左衛門と配分いたし、右様度々盜致候段旁不届至極ニ付、死罪可被

仰付処、格別之御憐愍を以、百敲之上田野口村の拾里四方御構被成、田畑家財共闕所被

仰付候段被 仰渡候、

同村百姓

茂左衛門

私儀、平日不行跡にて同村瀧兵衛と申合、近所水車屋又は人家台所ニ有之候米麦六俵半三度ニ盜取、或は枝郷

丸山地内ニおゐて桑採盜伐取候始末、旁不届ニ付、五十敲之上居村の五里四方之内御構被

仰付候、且又田畑家財共闕所可被仰付候処、格別之御慈悲を以、母え被下置候段被 仰渡候、

右銘々え被 仰渡之趣、承知奉畏難有仕合奉存候、且又御構之場所ニ無之候共、行先御城下并御陣屋許は徘徊

仕間鋪段、被 仰渡、是又奉畏候、為其御請証文差上申処、仍而如件、

右

天保四癸巳年九月廿日

瀧兵衛 爪印

茂左衛門 爪印

御役所

右は瀧兵衛・茂左衛門両名が一紙に認めた「請証文」である。¹⁵⁾これに続いて「前書瀧兵衛・茂左衛門兩人え被仰渡候趣、私共一同罷出承知仕候、為其奥書印形差上申候、以上」という文言があり、出頭した関係人一同が連

署・連印している。それらは、田野口村名主が三名、同村年寄が九名、茂左衛門親類一名、同人組合四名、瀧兵衛については親類がなく、同人組合四名の都合二十一名である。「剪紙」をもって呼び出されたのは、かくも大勢だったのである。なお、事例③⑤の場合は受刑者が各一人で出頭者もそれぞれ十三人であった。

(2) 「月代申付」と「申渡書」の手交

「請書」の提出が終わると関係人一同は退席し、本人には身だしなみを整えるように命じた。事例②には「夫々請書取之、一同相下ケ、右卯兵衛儀月代申付」と見え、事例③には「請書取之、太助髪月代申付」と記されている。他の事例においても同様であろう。身だしなみが整うと再び白州に呼び出し、錢五百文と立入禁止区域を記した書面を手渡した。錢五百文は当座の生活資金である。「陣屋日記」は、この書面を「申渡書」あるいは「書付」と言っている。瀧兵衛に交付した「申渡書」の文面は、

松平石見守領分

信州佐久郡

田野口村百姓

瀧兵衛

其方儀、致盜候依咎、百敵之上田野口村より拾里四方相構、田畑家財闕所申付、尤行先城下陣屋元徘徊致間敷もの也、

巳九月 田野口
役所 押印

というものであり、茂左衛門に対する「申渡書」は、次のようである。

松平石見守領分

信州佐久郡

田野口村 百姓

茂左衛門

其方儀、致盜候依咎、五十敲之上田野口村より五里四方相構、尤行先城下陣屋元徘徊致間敷もの也、

巳九月 田野口
役所 押印

「陣屋日記」は事例②④についてこの書面を記さないが、追放刑者すべてに手渡したと思われる。事例⑤の記事には、百敲の上入沢村より十里四方追放に処した庄太夫に、「桐油紙巴麻縄からけ」にしてこの書面を手渡したとある。後生大事に所持しなさいという意味であろう。幕府では「申渡書」のことを「御構状」と称し、これを追放刑者に交付した⁽¹⁶⁾。

(3) 「敲」刑の執行

「御構状」の交付が済むと、いよいよ「敲」の刑罰を執行し追放に処すのである。したがって、執行は午前中である。執行場所は「制札場」である。瀧兵衛・茂兵衛の一件である事例①においては、「書付ニ銭五百文ツ、相添相渡、御制札前ニおみて敲之上云々」と記されている。事例④の甲州無宿駒吉の場合も「月代相済候趣申出候ニ付、御制札前ニおみて為敲候」とあり、やはり「制札場」が執行場所である。それ故、「敲」の刑場は「制札場」

であったとみてよい。「制札場」は、田野口役所の西側隅の往来に面した場所に設置されていた。⁽¹⁷⁾つまり、「敲」刑は幕府法に同じく公開の処刑だったのである。

打役について、事例①は何も語らない。しかし、事例②に「牢守作右衛門御白州口へ為覗、其段申渡等閑敲様無之様申付」、事例③に「牢守作右衛門御白州口え為覗、御仕置之次第申聞、等閑敲様無之様申付」と記されるように、打役は牢守の作右衛門が担当した。牢守作右衛門は、事例④に「穢多作右衛門ニ敲申付、等閑敲不申候様申渡ス」と記されるように、その身分は穢多である。「敲」刑執行の中核的役割を、賤民身分の牢守が担ったのである。

「敲」刑の執行には、受刑者の異変に対処するために医師が立ち会った。事例①には「三分村医師弥右衛門呼出置候事」と記される。また、事例③では「医師高柳友松招呼置、敲節為立合候」、事例④では「村方医師池田宗栄招呼置候」と記されている。民間の医師が動員されたものと思われる。事例②⑤には医師立会の記事が見えないが、これは「陣屋日記」に記録されなかっただけであり、「敲」刑の執行に際しては医師が必ず立ち会ったとみてよいのではなからうか。

「敲」刑には二名の検使が立ち会って、その執行に落度なきを見届けた。事例①には検使役が記されていないが、事例②以下を見ると検使の役割は田野口役所の代官が勤めている。⁽¹⁸⁾そのいでたちは野袴に羽織を着用し、従者としてに若党と草履取りを召連れ、鎗と挟み箱を持たせた。

その他、警備のために下役二名が出張っており、執行を見守ったと同時に、執行終了後は受刑者を領分境まで連行した。召喚状を受けて出頭し、「請書」に連署連印した関係人一同も執行の様子を見守ったであろうことはいうまでもなからう。

「敲」刑の執行が済むと、領分境まで連行して追い払うのであるが、事例①の灌兵衛は上海瀬村、茂左衛門は太田部村から追放となった。事例②の卯兵衛、③の太助、⑤の庄太夫もそれぞれ太田部村からの追放であり、卯兵衛の場合は「太田部村之方参り度」、太助も「越後之方え罷越度趣」という希望が聞き入れられて太田部村から追い払われたのであった。

三 奥殿藩佐久領の「敲」と幕府法

奥殿藩佐久領における追放刑は、居村を起点とする五里四方追放と十里四方追放、および三河・信濃両国の奥殿藩領を立入禁止とする領分払とが見られ、五里四方追放に五十敲、十里四方追放ならば領分払に百敲を併科した。支配領域の狭い小藩の場合、領分の範囲内で済ます追放刑は実際上不可能なのであるが、五里四方、十里四方といえは奥殿藩佐久領のはるか外側も立入禁止区域に含まれる。そのみならず判決は、他領であっても城下と陣屋の場所は徘徊を禁ずると申し渡している。¹⁹したがって、追放刑に処された者は繁華な場所には立ち入ることができないのであって、暮らしの手だてが立たなかったというのが実情であろう。なお、他領の無宿に対しては、百敲の上領分払とする追放刑を科している。

ところで、「敲」刑執行に至る手続きとして、関係人の召喚、本人とともに関係人一同を前にしての判決の申渡、「請書」の作成、「申渡書」の交付という経過をたどったが、これはおよそ幕府における手続きに同じであった。²⁰

「敲」刑の執行法に関しても、第四の特徴を除くならば、おおむね幕府法に同じである。まず、小伝馬町牢屋敷の門前と田野口役所の制札場との違いはあけれども、公開処刑であったという第一の特徴は同じである。受刑者を

裸とする第二の特徴について「陣屋日記」は何も語らない。しかし、幕府の場合に同じく受刑者を裸としてその肩背尻もしくは尻を殴打したと推測される。身元引受人を出頭させて執行を見学させるといふ第三の特徴も似ている。佐久領の場合は身元引受人ではなく、関係人として親類・村役人・組合が出頭し、判決に対する「請書」に連署連印すると共に、執行にも立ち会ったのである。

執行法が儀式張っているという第五の特徴も同様であろう。奥殿藩佐久領では、田野口役所の代官二名が検使の役割をはたすが、その衣装は野袴に羽織着用であり、それぞれに若党と草履取を連れ従わせ、鍔と挾箱を持たせている。これは、幕府の大検使、小検使のいでたち⁽²⁰⁾に似ている。寺社奉行掛の受刑者を「敲」に処す場合、大検使・小検使を小伝馬町牢屋敷に派遣した。大検使は袴を着用し、供馬を連れ、若党二人、草履取を従え、この従者に鍔・挾箱を持たせた。小検使は羽織袴を着用し、小頭同心二人、草履取に挾箱を持たせて召しつれて⁽²¹⁾いた。医師の立会も儀式張るのに一役買っている。

第四の特徴に関してはおおいに異なる。幕府の小伝馬町牢屋敷門前における「敲」は、打役を牢屋同心つまり自分の者が勤めた。また、受刑者の手足を押さえつける役目の四人の押役は牢屋下男つまり牢屋に雇われている一般人である。この両役に賤民身分の者が関与しないのである。一方、奥殿藩佐久領では打役を穢多身分の牢守が勤めたのである。⁽²²⁾「敲」という刑罰の意義を考える場合、この差異に注意しなければならない。「敲」という刑罰を追放刑に併科する刑罰としてのみ用いること、賤民身分の者が打役を勤めるといふこと、この二つの事柄は大いに関連することである。

幕府が「敲」刑を公開処刑としたのは、「見懲」^{みこらし}によって犯罪の一般予防を意図したからにほかならない。そして、その執行法が仰々しく儀式張っているのは、一般予防の効果を大ならしめるための演出なのである。また、受

刑者本人に対する懲戒として、毆打による肉体的苦痛と公衆の面前で辱めることによる精神的苦痛とを味あわせて、再犯の防止を意図しているのである。つまり、「敲」刑は、犯罪に対する一般予防と特別予防との両者を加味した刑罰なのである。しかし、「敲」刑を終えた後に追放に処すならば、再犯防止の効果は期待できない。

「敲」を単独で科す場合、再犯の防止という消極的效果のみならず、次のような積極的效果をも期待していたと考えられる。それは、受刑者の心根をたて直して社会復帰を果たせさせるということである。それを手助けするためには身元引受人の制を設けたのである。「敲」刑を考案した徳川吉宗は、毆打による痛手を自力で自宅に戻れる程度に加減せよと指示しているが、これは、生業への速やかな復帰を考慮したからであろう。⁽²³⁾ このように、「敲」という刑罰には改善主義の考え方が含まれているのである。⁽²⁴⁾

磔、火罪、死罪などの死刑、死刑に付加する晒や引廻、重追放以下の追放刑や入墨、幕府のこれらの刑罰においては、執行の担い手として非人が重要な役割を演ずる。しかし、「敲」刑のみは、賤民身分の者が関わらない。改善主義の考え方を含む新規の刑罰として「敲」刑を位置づけたからこそ、その執行に非人を関与させなかったのだと考えられる。

奥殿藩佐久領の「敲」刑は公開で執行しており、これは一般予防主義の考え方に基づくものである。しかし一方、受刑者の社会復帰を目指すという考え方は皆無である。「敲」刑によって懲戒を加え、その後ただちに追放に処すことにより、自分たちの社会から厄介者を排除したにすぎない。要するに、奥殿藩佐久領の「敲」刑は、幕府法が意図したもつとも重要な意義については継承しなかったのである。

むすび

奥殿藩佐久領にほど近い小諸藩においても、追放刑に併科する二重仕置の刑罰として「敲」を採用している。小諸藩は、譜代大名の牧野氏が信濃国佐久郡・小県郡に一万五千石を領有する小藩であり、「敲」の採用は文政七年（一八二四）十一月のことである。⁽²⁵⁾奥殿藩佐久領に先んずること十年、やはり五十敲と百敲の二種類である。「敲」刑採用の理由は次の様なことである。小諸藩の刑罰は、従前は死刑と追放刑のみであったらしい。そのため、死刑では重きに失し、さりとて追放では軽すぎるという事案に適用する刑罰として、あるいはまた先に追放に処した者の犯罪に加重する刑罰として、追放に併科する「敲」を採用したのである。採用にあたっては、執行方法や用具などの拵え方を幕府および他藩に問い合わせたというが、打数を数える数取こそ町同心が勤めて幕府と同じく士分の役割としたが、打役（二人）と押役（四人）についてはこれを穢多の役割としている。⁽²⁶⁾したがって、小諸藩の場合もまた、幕府が「敲」の刑罰に込めたもつとも肝要な一受刑者の社会復帰を考慮するという一意義については継承しなかったのである。

奥殿藩佐久領が「敲」の刑罰を採用する際は、このような小諸藩の「敲」刑をも参考としたことと思われる。ともあれ、信濃国の小諸藩および奥殿藩佐久領は、単独で科す「敲」の刑罰については採用しなかったのである。⁽²⁷⁾笞打ちの刑罰は多くの藩が採用したが、その仕方は幕府の意図を忠実に継承した藩もあれば、⁽²⁸⁾そうでない場合も見られるであろう。今後は各藩の事例を数多く集め、江戸時代における笞打ちの刑がどのような機能を果たしたかを考察する必要がある。⁽²⁹⁾

〔註〕

- (1) 尾崎行也「奥殿（田野口）藩佐久陣屋日記について」（『佐久』三三号、昭和五十年、佐久史談会）。
- (2) 高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」（小林宏編『律令論纂』一四〇～一四二頁、平成十五年、汲古書院）。
- (3) 高塩博「敲」の刑罰における身元引受について」（『國學院大學日本文化研究所紀要』九八輯、平成十八年）。
- (4) 高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」（小林宏編『律令論纂』一六一頁）参照。
- (5) 「陣屋日記」天保四癸巳年七月ヨリ九月迄（佐久市教育委員会蔵）。
- (6) 「陣屋日記」天保五甲午年十月朔日ヨリ十二月迄（佐久市教育委員会蔵）。
- (7) 「陣屋日記」嘉永五壬子年從十月至十二月（佐久市教育委員会蔵）。
- (8) 同右
- (9) 「陣屋日記」文久元辛酉年五月八月迄（佐久市教育委員会蔵）。
- (10) 尾崎行也「奥殿藩佐久領の刑罰の実態」（『佐久』一八号、昭和四十一年、佐久史談会）。
- (11) 事例④は甲州無宿駒吉が「重敲之上御領分払」となった一件であり、出頭人は親類総代・村役人・組合に代わって、割元と郷宿とであった。割元と郷宿については、尾崎行也「奥殿藩佐久領の割本と郷宿」（『信濃』一六卷八号、昭和三十九年、信濃史学会）参照。
- (12) 田野口役所の白洲は、市川武治氏執筆の「田野口陣屋日記による想像図」にも描かれている（『大給藩から田野口藩へ―田野口藩陣屋日記拾い話（一）―』八三頁、昭和五十八年、櫟）。
- (13) 「陣屋日記」は事例①について、「御下知書并請書其外申渡書共、写左之通」として、一件書類を転記している。以下、事例①を中心に据えて、足らざる点は他の事例に求めながら説明する。
- 田野口役所は、追放刑の事案については判決案を江戸藩邸に送付し、決済を仰いだ。「陣屋日記」はこの点について、事例①の執行前日条に「江戸伺之処夫々御下知有之候」と記し、事例③においては執行当日条に「三分村入牢人太助、吟味詰、江戸表え相伺、先日中御下知有之候」と記し、事案④においても「甲州無宿駒吉儀、遂吟味江戸表伺之上云々」と記す。たとえば、事例③の判決文は、太助の罪状について実に詳細な内容を備えている。その訳は、田野口役所の起案した判決案の文面がそのまま「御下知書」となったからであろう。

(14) 「陣屋日記」は事例②③⑤についても「請書」を転記するが、その文面は判決文よりかなり簡略になっている。
 (15) 幕府法では「請書」を「落着請証文」といい、「有罪、無罪を問わず、主たる被糾問者および一件の者すべてから提出せしめるのが原則である」という(平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』八九六頁、昭和三十五年、創文社)。

(16) 佐久間長敬『刑罪詳説』徳川刑政史料前編第三冊二二頁(明治二十六年、南北出版協会)。「百箇条調書」によって、幕府の御構状の一例を左に示しておく。封書の表書きに「御構場所書付」と記し、本文は、

甲州上万力村

長百姓 十兵衛

中追放

御構場所

江戸拾里四方 但、日本橋より四方へ五里ツ、

甲斐国

右之場所徘徊すへからさる者也

安永十辛丑年 二月廿七日

というものである(「百箇条調書」巻六十七、布施弥平次編『百箇条調書』第一三巻四四六八頁、昭和四十三年、新生社)。

(17) 田野口役所の跡地に「制札場」の遺構が現在も残っている(市川武治『大給藩から田野口藩へ―田野口藩陣屋日記拾い話(一)―』八一〜八三頁、昭和五十八年、櫟)。

(18) 検使役は、事例②においては伊豫田小兵衛・川村□次兵衛、事例③は田原直助・川村惣五郎、事例④は田原直助・柳川東馬、事例⑤においては川村右門・田原俊助が担当しており、いずれも「御下知書」の名宛て人のなかの二名である。

(19) 幕府は享保七年(一七二二)、領分外に追放する刑を制限する法令を出し、これを「公事方御定書」に記載して幕府の基本法としたが(上巻五十二追放之儀二付御書付)、領分外追放を廃さなかつた小藩は多かつたようである。

(20) 「百箇条調書」巻六十七の「玉曆十三末年、無宿与八敲御仕置検使一件」の項は、判決から執行いたる次第を検使の動静に焦点をあてて記録している。それによると、朝九時ごろ、「無宿与八其外一件之者共」が法廷に呼び出されて判決を受ける。その後大検使・小検使が法廷に出て検使のことが命じられ、退出すると牢屋証文を受け取る。九時過ぎに与八が小伝馬町牢屋敷に向かう

が、検使兩人は与八の二三百メートルあとを歩いて歩き、牢屋敷へは十時前に到着する。執行の準備が整うまで、牢屋敷において小憩をとりつつ、南北町奉行所の与力および囚獄石出帯刀に挨拶をし、牢屋証文を石出帯刀に提出する。やがて囚獄石出帯刀以下の一同は牢屋敷表門に出て、執行の様子を見届けるのである。すべて終了して退出するのは十二時前である（布施弥平治編『百箇条調書』第一三卷四四七八頁）。このように、判決後ただちに執行し、その後即座に釈放となるのが、「敲」刑の特徴である。

(21) 右の「宝曆十三末年、無宿与八敲御仕置検使一件」の項は、検使のいでたちについて次のように記す。すなわち、「出役之節、大検使時之上下、小検使羽織袴着用、其外供着板着也」、「大検使、供馬、若党兩人鑓・挟箱、草り取茶弁当・合羽・籠式荷、小検使、小頭同心兩人、草り取、挟箱」と（説点は引用者、前掲書四四七九頁）。

(22) 「陣屋日記」に押役についての記述は見られないが、打役と同じく牢守が担当したのであるか。記して後考を俟つ。

(23) もっとも、「敲」刑ののち追放に処す場合であっても、自力で歩行できなくてはならない。

(24) 高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」前掲書所収、同「敲」の刑罰における身元引受について」前掲誌。

(25) 斉藤洋一「小諸藩における「敲」刑の始源と被差別民」『学習院大学史料館紀要』六号、平成三年。斉藤論文によると、小諸藩における「敲」刑の執行を四回見いだすことができる。①文政七年（一八二四）十一月二十九日、②文政十年（一八二七）十二月二十一日、③天保十年（一八三九）十一月五日、④同年十二月十五日である。これらの事例によると、判決は領内の無宿に申し渡す刑には「御領分御構 百敲之上追放」というように「御領分御構」の文言が入り、他領の無宿に申し渡す刑は単に「百敲之上追放」というものである。これらの判決を見るかぎり、小諸藩の追放刑は自藩の領分を追い払うのみで、他領に属する区域について徘徊を禁ずることはなかったようである。また、追放刑者に与える銭は小諸藩の場合は二百文にすぎず、これを「草鞋銭」と称している。

(26) 「刑罪大秘録」（内閣記録局編『法規分類大全』五七巻治罪門(2)所収）の「敲之図」や佐久間長敬『刑罪詳説』（徳川政刑史料）前編第三冊、明治二十六年、南北出版協会）の「敲刑小伝馬町旧牢屋門前ノ真景」図などによって確かめられるように、幕府の「敲」刑における打役、数取は、ともに小伝馬町牢屋敷に所属する牢屋同心（士分）が担当した。

(27) 小諸藩に隣り合う上田藩（家門、藤井松平氏、五万三千石）でも、追放刑に併科する二重仕置としての「敲」を採用している。上田藩の刑事判決集というべき「罪状留」（藩法研究会編『藩法集』五諸藩、昭和三十九年、創文社）によると、天明六年（一七八六）から二重仕置による「敲」が見られる。五十敲追放と百敲追放の二種類であり、「敲」を単独で科す事例は見いだせない。

い。打役、押役は未詳である。

また、小諸藩と奥殿藩佐久領の間に位置する岩村田藩（譜代大名、内藤氏、一万五千石）も、追放刑に併科する「敲」を用いている。精確な採用年次は未詳であるが、寛政十一年（一七九九）をすこしさかのぼる頃であろう。五十敲と百敲の二種で、打役は賤民身分の者であった（岩村田宿文書「乍恐書附を奉願上候」『明治大学刑事事博物館年報』Ⅲ、三五頁、昭和四十七年）。

(28) 熊本藩と会津藩とが採用した笞打ちの刑罰は、幕府の「敲」刑の意図をおよそ忠実にくみ取っている。外様大名細川氏の熊本藩は、宝暦五年（一七五五）施行の刑法典「御刑法草書」に「笞刑」という名の笞打ち刑を定めた。この「笞刑」は十に始まって十刻みにふえて笞百に至る十等級の刑罰であり、名称や等級こそ異なるが、「敲」の執行に見られる五つの特徴をすべて備えている。「御刑法草書」を編纂した堀平太左衛門は、「笞刑」をはじめとする刑罰の創設について、

笞は有徳廟之御製を擬し、刺墨は公辺に用ひらるゝ形に同しからざる様に定め置、徒は眉毛を去り、年限中常人と異り候様に、明律又は前々より罪に処せらるゝ留書之趣、彼是を斟酌にて、笞數、或刺墨、或徒之年數、或死刑等之事、重疊衆議之上、簡約に記録成り候。

と語っている（益田弥一「右衛門上書堀平太左衛門返答之書付」小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』一一七〇頁、平成八年、創文社）。すなわち、熊本藩の笞刑は徳川吉宗の考案した「敲」の刑罰になぞらえ、且つ明律や熊本藩の判例等をも考えあわせて創設したのであり、「敲」刑の意図する犯罪の一般予防と特別予防、および受刑者の速やかな社会復帰を考慮している。熊本藩の「笞刑」は、単独で科す刑罰であり、追放刑に併科する二重仕置は存しない。熊本藩「笞刑」の詳細は、拙稿「熊本藩刑法の一斑―笞刑について―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』七二輯、平成五年）を参照されたい。

かたや保科正之を藩祖とする会津藩は、寛政二年（一七九〇）制定の刑罰法規集「刑則」に「笞刑」五等級（五十五、二十五）と「杖刑」五等級（三十四、五十六、七十）を定めた。会津藩の笞打ち刑も、熊本藩と同様に追放刑を併科する二重仕置は存しない。「笞刑」「杖刑」の執行法の詳細は不明であるが、幕府「敲」と同じ趣旨を有していたと考えられる。生業の妨げを除くことと再犯防止の効果を期待したことは、会津藩の正史「家世実紀」が「刑則」制定の条に、左のように明記している（家世実紀編纂委員会編『会津藩家世実紀』一三卷四〇二頁、吉川弘文館、昭和六十二年）。

百姓町人ハ日々之渡世有之、押込・牢舎申付候へハ、渡世之道を失ひ、又々不心成犯科ニも至候義、仍てハ於公儀たゞき放と申刑有之、上代和漢専ら取行候刑二候へハ、笞杖之刑二等御設被成、壹等ハ細き笞、一等重キハ杖にて、何れも臀を打候ハ、

一 煩雜にも無之、笞刑ハ恥しめニ懲り、杖刑ハ其痛ニ懲り、再犯之者も少く可相成。

なお、会津藩の「笞刑」「杖刑」「刑罰」については、手塚豊「会津藩「刑罰」考」（『明治刑法史の研究（中）』手塚豊著作集第五巻二六四～二六五頁、昭和六十年、慶応通信）、前掲拙稿ならびに同「会津藩における『大明律例訳義』の参酌」（池田温編『日中律令制の諸相』四五三頁、平成十四年、東方書店）、同「会津藩「刑罰」とその刑罰」（拙著『江戸時代の法とその周縁』六三～六六頁、平成十六年、汲古書院）においても言及されている。

(29) 最近、林紀昭氏は「宇和島藩「刑罰掟」を廻る諸問題」という論考を発表され（藩法研究会編『大名権力の法と裁判』平成十九年、創文社）、その中で、伊予国宇和島藩（外様大名、伊達氏、十萬石）における「敲」刑についても考察を加え、次の諸点を指摘しておられる。刑名は幕府に同じく「敲」であり、その採用は天保二年（一八三二）七月のことで、同年九月以降に実施が確認されること。基本となる「敲」の打数は三十、五十、九十の三種であること。情状により減刑するときはこれらに十もしくは二十を減じ、加重するときは十、二十もしくは五十を加えるが、上限を百とすること。したがって、実際の打数は十から百までの十等級であったこと。領分外追放および領分内追放に併科する二重仕置として「敲」を採用したこと等である。

林論文に引用する史料（桜田数馬親敬編纂「記録書抜」『宇和島藩庁・伊達家史料7』11）昭和五十六～五十八年、近代史文庫宇和島研究会）によると、「敲」刑の執行場所は城下の新町御門外であるから、公開処刑である。打役は牢番、押役は掃除番である。両者はおそらく賤民身分のものであろう。ともあれ、宇和島藩の「敲」刑もまた小諸藩や奥殿藩佐久領に同じく、受刑者の社会復帰に関しては少しも配慮されていない。本人懲戒と犯罪の一般予防をもつぱらとした刑罰とみなしてよい。

なお、天保二年七月の「刑罰掟追加」を見ると、刑具の規格については「杖は荊を以作るべし、尤節を削り平にして長三尺五寸也、大頭経り三分二厘、小頭経り二分二厘也、是以罪人の臀を打也」と記されている（林論文二四五頁）。寸法ならびに材質が節を削った木であることは、明律の杖刑の刑具に同じである。したがって、宇和島藩の「敲」は、幕府の「敲」刑のみならず、「明律」の笞杖刑をも参考とした刑罰であったと言えよう。「敲」の打数が十から百までの十等級であることも、明律を参考とした証左に数えられる。「刑罰掟追加」には「例無之事は律令要略、又は唐明の律等為見合、的当の吟味可為肝要事」という記事が存するが、「唐明の律等為見合」の一端が、刑具の規格や打数に看とれるのである。

〔附記〕 本稿を草するにあたり、佐久市教育委員会文化財保護係高橋浩一氏ならびに白田町誌編纂事務局の相澤俊之氏・平林利一氏には、年度末の繁忙を極めるなかにもかかわらず、奥殿藩佐久領の「陣屋日記」をはじめとする諸史料の調査と利用に関して便宜をはかっていただき、様々なご教示にもあずかった。末尾ながら、ここに記して深謝の意を表すものである。